

会 議 録

| | |
|--------------|--|
| 会議の名称 | 平成30年度第1回茨木市個人情報保護運営審議会 |
| 開催日時 | 平成30年5月22日（火） （午前）・午後） 10時 開会 正午 閉会 |
| 開催場所 | 市役所本館 1階 第3会議室 |
| 議長 | 岡田 春男（大阪学院大学法学部名誉教授） |
| 出席者 | 今井 俊裕（弁護士）、浦野 祐美子（人権擁護委員）、岡田 春男（大阪学院大学法学部名誉教授）、新野 三四子（元追手門学院大学経済学部教授）、森 隆知（立命館大学政策科学部准教授）、安尾 勝彦（公募市民） 【6人】（敬称略、五十音順） |
| 欠席者 | 武本 睦代（公募市民） 【1人】 |
| 諮問実施 機関職員 | (1) 野島消防本部副理事兼警備課長、佐藤警備課参事、滝井警備課主幹 【3人】 (2) 河崎健康福祉部次長兼保健医療課長、前原保健医療課主幹兼医療政策係長 【2人】 |
| 事務局職員 | 中村総務部次長兼法務コンプライアンス課長、石川法務コンプライアンス課参事、樋之津法務コンプライアンス課長代理兼コンプライアンス係長、福田係員、南係員 【5人】 |
| 開催形態 | （公開）／非公開 |
| 議題（案件） | (1) 高機能消防総合情報システムの更新に伴う個人情報の収集について (2) 地域医療資源調査分析事務の実施に伴う個人情報の収集等について (3) 平成29年度個人情報保護制度の運用状況について (4) その他 |
| 配布資料 | (1) 議題(1) 諮問資料 (2) 議題(2) 諮問資料 (3) 平成29年度 個人情報保護制度の運用状況（概要） (4) 平成29年度 個人情報保護制度の運用状況 |

議 事 の 経 過

| 発言者 | 議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項 |
|--------------|---|
| | <p>【開会】</p> |
| 事務局 | <p>本日の委員の出席状況は7人のうち出席委員は6人で、欠席委員は武本委員である。したがって、茨木市個人情報保護運営審議会規則第3条第2項の規定により会議は成立している。</p> <p><事務局職員の紹介></p> <p>この後の議事進行は、審議会規則第3条第1項により会長に依頼する。</p> |
| 岡田会長 事務局 | <p>本日傍聴者はいるか。</p> <p>いません。</p> |
| | <p>【議題(1) 高機能消防総合システムの更新に伴う個人情報の収集について】</p> |
| 岡田会長 | <p>それでは本日の案件の審議に入る。議題(1) 高機能消防総合情報システムの更新に伴う個人情報の収集について審議する。関係課に説明を求め、議題を進めていくが、その前に事務局から、今回の案件の概要について説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>諮問事項は、茨木市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第9条第2項の規定に基づく個人情報の外部提供の可否についてである。</p> <p>本市においては、119番通報等救急通報が指令室に入ると、指令室内に設置されている「高機能消防総合情報システム」を用いて、火災や救急等の災害種別や住所、氏名等を確認するとともに、同システムの住宅地図により出動先を特定し、消防車や救急車を出動させている。</p> <p>しかし、地図情報と実際の状況が異なることや家族構成等世帯情報を把握していないことから、場所の特定や迅速かつ的確な救助活動に苦慮することがある。</p> <p>そこで、他の実施機関である市長が所管する「住民基本台帳データ」について、定期的に提供を受けることにより、システムの住所情報及び住宅地図情報の正確性及び現場の職員の安全性の確保並びに人命検索への活用を期待することから、個人情報の外部提供による収集を希望するものである。</p> <p>事務局からの説明は以上である。</p> |
| 岡田会長 警備課 | <p>次に、警備課から説明をお願いします。</p> <p><以下諮問書及び別紙の読み上げ></p> <p>説明は以上である。</p> |
| 岡田会長 安尾委員 | <p>警備課の説明は終了した。何か質問、意見はあるか。</p> <p>今回の情報を加えることで、何がどう変わるのか具体的に教えてほしい。</p> |

議 事 の 経 過

| 発言者 | 議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項 |
|-------------|---|
| 警備課 | <p>まず現システムについて、別添⑥の拡大図にあるように、通常は名前や住所が掲載されている。救急等の通報が入るときに、システム上の名前、住所と、通報者から得られる名前、住所が一致しない場合がある。そういう時に、隣近所の名前等を聞き取りしながら、住所、名前が違っていてもこの場所で間違いないと確定するのに、少し時間がかかってしまう。データの地図情報、名前等の情報をもとにこちらのシステムの情報を常に最新の状態にすることによって、間違いを防げるということで、いち早く場所を特定して救急車、消防車の出動が可能になる。</p> <p>それから、大規模災害が発生した際に通報があったときに、この場所には何人が住んでいるのか、その世帯に今現在何人いるのか、そういった情報を早く知りたいが、現場に到着して、隣近所におられる方等から聞き取りを行いながら情報を得るので時間がかかる。通報の段階で必要な情報を得ることができることになると、世帯に何人がいる、その中で何人が外出している、ということを通じて現場に連絡して確認させることができるので、人命検索へと繋がることから導入させていただきたい。</p> |
| 安尾委員 警備課 | <p>番地と住民基本台帳データの番地はどうやってリンクさせるのか。</p> <p>住民基本台帳データを地図検索装置内のデータメンテナンス装置に取り込んで、そこで突合しない部分をすべて書き換えて新しい情報にする。その上で1か月又は2か月に一度程度情報をもらって、変更になった部分を突合して整合性を図り最新の状態にする。</p> |
| 安尾委員 | 別添⑥はイメージ情報なのだろうか、イメージ情報と住民基本台帳データをどうやってリンクさせるのか。 |
| 警備課 | この地図情報の番地の部分はデータリンクの元データとなっており、住民基本台帳データのデータと数字をリンクできる。 |
| 安尾委員 警備課 | 緯度経度情報を持っているということか。 |
| 安尾委員 警備課 | そうである。 |
| 安尾委員 警備課 | 了解した。 |
| 安尾委員 | 表札自体の名前は、イメージ情報の上に手書きで重ねていくことになる。 |
| 警備課 | 先ほどご説明いただいた「個人情報の管理」のところで、「外部記憶媒体」と書いてあるが、これは具体的に何を指しているのか。 |
| 安尾委員 警備課 | USBである。 |
| 安尾委員 警備課 | そもそもシステムのサーバーはどこに置いているのか。 |
| 安尾委員 | 消防本部3階総務課に設置されている。そこでデータを吸い込み、同じ3階の指令室までUSBで持って行って取り込むこととなる。 |
| 安尾委員 | どうして庁内ネットワークがあるのに、USBでデータ移行をするのか理由が分からない。おそらく元々の住民基本台帳データは市役所のサーバーの中にある。それをどうやって3階のサーバーに持ってくるのかが一点と、 |

議 事 の 経 過

| 発言者 | 議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項 |
|------|--|
| 警備課 | 別館でのデータの移動も茨木市でのネットワークの使用で完結すると思うのだが。 |
| 安尾委員 | 住民基本台帳データを抜き出すため、消防本部内の基幹系端末については、庁内ネットワークでデータ移行している。指令システムについては、他のシステムとのつなぎ込みはセキュリティー上基本的にしていない。指令システム単体で閉鎖空間を作り、運用するという考え方で構築されている。庁内系のネットワークを使ってデータ移行するという方式は考えていない。 |
| 警備課 | 市役所のサーバーは外部と繋がっているから、攻撃を防ぐために独立させているとのことだが、USBでデータを動かすことで本当の意味でセキュリティーは守られるのか。USBはデータ移行後どうするのか、すぐに削除するのか。 |
| 安尾委員 | 地図検索装置にデータ移行した後はすぐにデータを消去し、複数の管理職が立ち会った上で確認する。データも厳重に管理し、USBも管理簿を作成する。 |
| 警備課 | 個人情報はいわゆるリアルタイムで変更されると思うが、どういうタイミングでデータを取り込むのか、またその頻度は。毎月〇日にするとか。 |
| 安尾委員 | 月に一度、あるいは2月に一度と考えているが、現時点では未定である。そこは結構大事なところだと思う。 |
| 森委員 | 前提の話になるが、システムが現在持っている住宅地図情報は、具体的にいつの時点で作成されたものなのか。外部で作成されたものを購入されているのであれば、住民基本台帳ではなくその業者から更新データをもらってくることはできるのではないかと。 |
| 警備課 | 現システムに関しては平成18年、19年に整備したものである。こちらの地図情報については、データとして市販されているゼンリンの住宅地図データを使用している。当然ゼンリンでも数年に1回データ更新されているが、予算の都合上、更新のたびに購入するのは難しいため、大きな建物等で職員が把握できたものは、都度手作業で更新している。ただし全世帯となると手が回らないため、データを定期的にもらいたいと考えている。 |
| 森委員 | マンションだとどういう感じで表示されるのか。 |
| 警備課 | 建物の形そのままが表示され、職員が手書きでトレースしていく。 |
| 森委員 | マンションであればもう少し大きなスペースになると思うが、すごい世帯の数になる。住民基本台帳ネットワークシステムから情報を提供されると、マンションから通報があったときにどんな風に表示されるのか。 |
| 警備課 | さすがにマンションの地図表示の中に細かく個別に表示するのは無理なので、別のウィンドウで何号室の〇〇というデータが出るようになっている。 |

議 事 の 経 過

| 発言者 | 議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項 |
|------|---|
| 森委員 | 担当者がシステムに手入力でデータを落とし込むというのは、作業量が大量になるのではないか。 |
| 警備課 | 作業量的にはかなりの量である。 マンション等新しい建物が建った場合は、当然消防設備等もあるため対象物確認という形で職員が訪れる。地図情報には〇〇マンションとしか出ないので、別ウインドウで情報を落とし込む。 |
| 森委員 | 消防署の中の職員が担当されるのか。外部に委託することはないのか。 |
| 警備課 | 職員が担当しており、外部に出ることはない。 |
| 安尾委員 | 同居人がいたり、住民票を移していなかったり、単身赴任で世帯主が不在とかいう場合もある。実態は別であると承知の上でやっていくということか。住基情報だけを鵜呑みにせず利用するのか。 |
| 警備課 | 実際1か月か2か月に一度の更新になることもあり、あくまで地図の情報が100パーセント確実という前提には立たないが、それに近い情報で前よりは数段良くなると思われる。 |
| 森委員 | 茨木市から消防に外部提供する個人情報の項目で、世帯番号がある。これは住基コードとは別にあるのか。 |
| 警備課 | この世帯番号をもとに世帯の情報を結び付けている。 |
| 森委員 | 高機能情報総合システムにはこの番号は振られていない。ということは、連番でもいいのではないか、逆に連番を振るよりこの番号を使った方が楽だと思うが。世帯番号が市の行政で何かに使われているのであれば、もしかすると必要ない情報なのではないか。あっても問題ないのであれば全然よいが。世帯番号は住基コードに付随する番号なのか、単にデータをメンテナンスするだけの番号なのか。個人情報を取り扱う点では結構重要と考える。 |
| 安尾委員 | 受信しながらメモをすと思うが、指令室で書いたメモ書きも外へ一切出さないようにできるのか。悪意があれば、住所、氏名や家族構成等をメモができ、ポケットに入れて持ち出せるのでは。指令室を出る時にそういうメモを一切持って出さないということはどうコントロールするか。 |
| 警備課 | 個人情報のあるメモ書きは決まった場所に集積し、毎朝シュレッダーで処理している。取扱いについては更に強化する。 |
| 安尾委員 | 身体検査まではできないと思うが、こういう場合は性善説ではなく、性悪説を前提で考えて頂けると嬉しい。 |
| 新野委員 | 安尾委員が尋ねたことの続きであるが、USBに保存されるデータというのは、住民基本台帳データに限定されるのか。何がUSBに入って、いくつ作るのか。簡単に壊れるものだが、USBが壊れた場合はどうするのか。 |
| 警備課 | データ移行専用のUSB1本にする予定である。壊れた場合は、処分して新しいものに替える。 |

議 事 の 経 過

| 発言者 | 議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項 |
|------|--|
| 安尾委員 | データを保存するためのものではなく、移行するためだけの一時的なものということかと。 |
| 新野委員 | その移行を、1、2か月に1回程度作業するというのか。なぜこんな原始的な方法をとるのかと考える。 |
| 岡田会長 | 消防本部警備課から、高機能消防総合情報システムについて、手持ちの情報を更新する必要性及び当該情報の正確性を確保する必要性について説明を受けた。また、その関連で、救助活動の実効性の確保に資するという事についても説明を受けた。提供元の個人情報の管理と、最低限どの程度の個人情報の漏えい等について、提供を受ける側の消防本部警備課の方で、個人情報の管理についての配慮がなされるかについて一旦説明を受けたが、万全であるという確信にまでは会長としては至っていない。担当課からの説明を踏まえて委員の先生方の意見を聞き、審議会としての統一した意見として答申することになる。委員の先生方、他にご質問は。 |
| 今井委員 | 住宅地図と住基情報を一体化するという事は、ものすごくおいしい情報で、警察ですらそのような情報は持ってないと思う。緊急、救急の場合には必要だと思うし、なぜ今更、もっと早くなされるべきと思う。そのシステムを消防長が管理することになると思うが、例えば警察からの照会に対して電話で勝手にすぐ回答するなど、救急救助以外の目的で使われることを危惧する。その辺りの配慮というか、公務員のやることだから職員の守秘義務の徹底と引き締めをお願いしたい。 |
| 安尾委員 | あとは、市町村によって違うが、進んでいる他市では、消防車の中に情報端末やFAXがあり、地図情報等が出せる。茨木市は、そういう情報がもう一つ先へ出てしまうということにはならないのか。 |
| 警備課 | はい。 |
| 岡田会長 | さて、審議会として意見を統一したいと思うが、諮問担当課に質問があれば、今のうちにお願ひする。 他に諮問担当課に質問がなければ、担当課の方には退出していただくことになるが、よろしいか。 |
| 各委員 | ＜異議なし＞ |
| | ＜質疑応答終了／警備課 退室＞ |
| 岡田会長 | 本件議題の諮問について、どのように答申すべきか、審議会の意見を統一したい。 |
| 安尾委員 | データを更新するタイミングは頻繁ではないということと、完璧な情報は捕まえられないということで、今よりは良くなるレベルでの対策という感じとしては、消防活動、救急活動には必要なのかということが分かった。それからセキュリティー面が完全とは言えないが、様々な観点において考慮、検討はされていると伺い知れた。 |

議 事 の 経 過

| 発言者 | 議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項 |
|-------------|--|
| 岡田会長 森委員 | 前向きの方でご意見がありましたがいかがか。 基本的には安尾委員と同じ意見だが、最後に今井委員がおっしゃったように、運用のところで個人情報保護の体制を明確にするという付帯条件を答申につけた方がいいのではないかと。 |
| 安尾委員 | 性悪説で考えると、端末の前に座って自分の興味ある家庭の情報をメモするとか、頭の中に入れることも可能である。 |
| 新野委員 | 火災等大きな災害の時に難儀されるのは障害をお持ちの方、高齢者で動けない方や車いすで動けない方等そういう方達に関しては、住民基本台帳データだけでは消防署では把握できないのか。そういう情報こそが本当は欲しいものではないかと少し考えた。 |
| 岡田会長 | 一つの考え方として、たくさん情報を抱え込むことによって個人情報が漏えいする危険性と、めったに起こらないような、特段の事情にある場合における、建物の中に住んでいる人の人数等を即座に引き出せることのメリットとの兼ね合いのところで、どちらを採用するかという選択の問題が発生すると思われる。安尾委員のおっしゃったようにそういうことが必要だろうこと、新野先生がおっしゃったような危険性を考慮して、森委員のおっしゃったように付帯意見として個人情報の管理については慎重に、配慮せよとの意見を付記して答申にするということにしてはどうか。 |
| 安尾委員 | 今井委員がおっしゃったように、警察からの問合せ等への運用をどうしているのか等、検査や監査等のチェック体制も本当は必要かもしれない。茨木市として、既にあるのかどうか分からないが。個人情報全般について、巡回してチェックするとか、監査するとかは必要かもしれない。 |
| 岡田会長 | そういう意見も付記して前向きに答申するという形でよろしいでしょうか。条例第9条第2項第6号では「実施機関は公益上の必要その他当該個人情報の利用又は提供することについて合理的な理由があり、本人又は第三者の権利利益を不当に害するおそれがないときは外部提供することができる。その場合は審議会の意見を聞く」ということになっている。各委員の先生方の、個人情報保護についての、提供された情報を乱用するおそれの無いように十分に配慮するという意見を付記して了とする方針を、審査会の統一意見として採用することによろしいか。 |
| 各委員 | <異議なし> |
| 岡田会長 | それでは、本件議題の個人情報の外部提供について、公益上必要その他当該保有個人情報を利用することについて合理的な理由があり、かつ、当該利用によって本人又は第三者の権利利益を不当に害するおそれがないと実施機関が認めることに、異議はないか。 |
| 各委員 | <異議なし> |
| 岡田会長 | 異議なしと認め、次の議題に移る。 |

議 事 の 経 過

| 発言者 | 議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項 |
|-------|---|
| | <p>【議題(2) 地域医療資源調査分析事務の実施に伴う個人情報の収集等について】</p> |
| 岡田会長 | 次に、議題(2) 地域医療資源調査分析事務の実施に伴う個人情報の収集等について審議する。関係課に説明を求め、議題を進めていくが、その前に事務局から、今回の案件の概要について説明をお願いします。 |
| 事務局 | <p>諮問事項は、条例第7条第3項の規定に基づく要配慮個人情報の収集等の可否及び第5項の規定に基づく本人以外からの個人情報の収集の可否並びに第9条第2項の規定に基づく個人情報の目的外利用の可否についてである。</p> <p>昨今の少子高齢化の急速な進展の影響を受け、国・府全体で医療・介護制度改革が進められていく中、本市においても将来にわたり地域で安心して暮らせるまちを目指し、必要な施策を検討する必要がある、そのために「地域医療資源調査分析事務」を開始し、本市の医療提供体制の現状把握と課題の抽出を検討している。</p> <p>事務の開始に当たっては、電子レセプト情報という要配慮個人情報を本人以外のもから収集し、また目的外利用することになるが、本人同意や法令等の根拠等がないことから、それぞれその可否について諮問を行うものである。</p> |
| 岡田会長 | 事務局からの説明は以上である。次に、保険医療課から説明をお願いします。 |
| 保健医療課 | <p><以下諮問書及び別紙の読み上げ></p> <p>説明は以上である。</p> |
| 岡田会長 | 保健医療課の説明は終了した。何か質問、意見はあるか。 |
| 安尾委員 | 事業者に委託するのはなぜか。茨木市ではできない仕事だからお願いするのか、効率的だから外部に委託するのか。 |
| 保健医療課 | 市ではスキル上できかねるところがあるため、委託したい。 |
| 安尾委員 | 具体的にどのようなスキルが必要なのか。 |
| 保健医療課 | 特に医療費分析については、医療費明細等の情報を全て読み解くことが必要になるが、市では市立病院を持っていないため、読み解いて分析し、どのような疾病にどれだけの医療費がかかるとか、どの病院がどのような能力を持っているかというのを調べる能力がない。その部分を委託させていただきたい。 |
| 安尾委員 | 気になるのは委託先がそういう能力を持っていたとしても、委託先の作業員まで能力が十分あるかどうか分からない。そんな中で、情報を外に持ち出すほどの価値があるのか。 |

議 事 の 経 過

| 発言者 | 議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項 |
|-------|---|
| 保健医療課 | 委託契約の際には、どういった方が従事されるかも含め、能力の有無について提出してもらい、参考にしたい。 |
| 安尾委員 | 説明の中で、DVD又はCDに保管するという話が出てきたが、貸出のときだけでなく、その後の保管もDVDであるのか。 |
| 保健医療課 | 保管もDVDで行う予定である。 |
| 安尾委員 | なぜ保管が必要なのか。終わってからも必要なのか。 |
| 保健医療課 | 収集した情報に関しては1年間分と膨大になるので、DVD等でないと保管ができない。実際に匿名化した情報に関しては、返却後不要になった情報は破棄する。 |
| 安尾委員 | 今のサーバーの能力からいって、DVDにしか保管できないという理由が分からないが。 |
| 保健医療課 | 市全体で使うサーバーなので、各課割当て分がある。収集したい情報を1年間分集めるとそれだけで本課の割当てを超えてしまうので、外部媒体で保存しなければいけない。 |
| 安尾委員 | 個人的な考えだが、ビッグデータの時代であるため、茨木市の考え方を変えさせるアプローチをしなくてはいけないのではないかと。課で割り当てられた容量しかないからDVDで管理するというのは、とてもリスクが高いため、望ましいことではない。市のスタンスそのものが間違っているのではということ指摘されたか。そんな割当てはおかしいのではないかと。ということ。 |
| 保健医療課 | サーバー内の保管は、実際のところ、セキュリティー上暗号化して保管することになる。DVD-Rに保管する場合もパスワード付きで保管するが、言われたとおりに破ることができるかもしれない。 |
| 安尾委員 | 収集する個人情報の「生年月日」だが、年月ではだめなのか、日まで必要なのか。レセプト等は全て月単位なのではないか。日が不要ならば、削った方がリスクも少しでも下げられる。日を消して渡すという配慮が必要では。 |
| 保健医療課 | 外部の事業者に渡すときは、年齢に切り替えた状態にする。匿名化する際に、年齢と性別が分からないと分析できないため、生年月日が必要になる。 |
| 安尾委員 | 内部に保存するデータも日は要らないと思う。使い道の無い個人情報は集めない方がよい。将来の何かのためにこの情報もとっておこうという発想は世の中で一般的だが、不要な情報を削除すれば少しでもリスクは減る。 |
| 保健医療課 | データの加工について調整したところ、実際に提供する側から加工は難しいと返答を得ている。 |
| 安尾委員 | 保健医療課だけでなく、そしてこの件だけでなく、全てにおいてそうあらねばならないのではないかと。渡す側も受ける側も意識して、不要な |

議 事 の 経 過

| 発言者 | 議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項 |
|-------|---|
| 岡田会長 | <p>情報は削ってほしい。</p> <p>情報公開の場合、一つの情報の中に公開してはならない部分と公開していい部分がある時に、分離することができるのであれば、公開できないものは公開せず、残りを公開する。安尾委員の言うように、必要でない部分までもらう必要はないし、もらった側も必要でないものは極力早い段階で廃棄するなり削除するなり配慮が必要ではないか。</p> |
| 森委員 | <p>説明の中に電子媒体についての話があったが、要するに2種類あるのか。個人情報に匿名化していないものと、匿名化したものがあることが、この文章では分かりにくかった。収集後の保存方法のところで、「収集した個人情報は業務用パソコンには保存せず、その利用は本課担当職員に限定する」となっているが、ハードディスクには保存せずにメモリ上で処理して、匿名化されていないDVD-Rからメモリ上に個人情報を取り込み作業して、別のDVD-Rに匿名化したデータを保存するのであれば、業務用パソコンには保存しないというのは理解できる。しかし、2種類あることが明示されないとそれが分からなかったのと、先ほどのやりとりで貸し出したDVD-Rは、返却されたら破棄するということだが、それが資料に書かれていない。匿名化されていないものはもちろん、匿名化したものも厳重に管理するということを明示しないとイケない。</p> <p>あと、事務处理的な話だが、匿名化されていないものはハードディスクに、匿名化したものはDVD-Rに入れる等媒体の種類を変えて、匿名化されていないものを間違えて貸し出すというミスを防ぐことも、必要ではないかと思う。</p> |
| 今井委員 | <p>情報のやりとりには関わらないが、保健医療課で外部業者に分析を依頼することのことだが、具体的にはどんなデータを期待して、納品してもらうのか。</p> |
| 保健医療課 | <p>利用情報の分析によって、茨木市民で受診された方については、疾患別又は外来別の統計分析、時間外の救急病院受診の状況、また地域医療の関係では、在宅医療加算を採る病院や診療所等の数等である。</p> |
| 今井委員 | <p>在宅医療等のデータを継続的に分析して、本市においてどう活かすのか。</p> |
| 保健医療課 | <p>医療体制づくりは都道府県単位で行うが、とはいえ、本市でも高齢の方が増えてきて、どういったことが望ましいのか府に要望するのも必要である。また、本市の中でも政策的にしていく必要性があるので、例えば在宅医療を進めるに当たり、後方支援の病院が必要になるのか検討し、医師会や病院を通してご協力いただきたいと考えている。</p> |
| 浦野委員 | <p>いつ頃から情報収集及び施策を開始するのかの構想は。</p> |
| 保健医療課 | <p>目的外利用を検討している分に関しては、既に支払基金から平成29年度分くらいまでのデータはもらっていると考えられる。国保連合会からもらう</p> |

議 事 の 経 過

| 発言者 | 議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項 |
|-------|--|
| 森委員 | 後期高齢者のデータは調整までに1か月半ほどかかるということで、夏以降から収集、できれば予算の関係で秋、又は次年度以降に施策展開ができればと考えている。 |
| 保健医療課 | 保健医療課として、毎年匿名化されていないデータを持っておく必然性があるのかどうか分からない。今年度データを分析してもらって、次回は今年と来年度のデータを突合したものを渡して分析してもらうのか、毎年度独立したデータとして分析してもらうのか、どちらを想定しているか。今年度は予算化したけど、毎年同じ予算化ができるかどうかは分からない状況である。経年で追わなければ本当の分析はできないと思うので、極力間隔を空けずに調査をしていき、数年おき等でやりたいと、担当としては考えている。 |
| 森委員 | 業務の効率性とセキュリティーのバランスをどこで担保するかだと思われる。大阪府から提供してもらうもの以外は、実は茨木市が持っているデータである。個人情報のデータを自分の課で管理するのか、個々のデータは担当課で持っておき作業する度に匿名化するというにすれば、個人情報の漏えいの可能性は低くなる。ただ、業務の効率を考えるとどちらがいいのかは実際の現場での話になると思うので、その辺りも検討していただきたい。 |
| 安尾委員 | あと、完全匿名化と半匿名化というのか、例えば生年月日の情報は取ってしまい、半匿名化で番号だけにしてしまって、それで整合するようしておくのと、万一のときに情報漏えいしても問題を軽減できる。個人情報を二重に保管するのは大変であるので、慎重な検討が必要かと思う。 |
| 保健医療課 | 情報保管をDVDでということだが、正副2枚で保管するのか、正副2枚で保管するとして、保管期限がきたときにきちんと2枚とも廃棄できるのか。1枚で保管して万一読み取りができなくなっても諦めるレベルの情報なのか。どうしても保管すべき情報なのか、必要なときに市の中から集めればいいのかというなら、そういうやりの方がリスクは下げられる。 |
| 新野委員 | 他課が保有している情報は、公費を扱っている場合は保存年限が10年間と定められており、そこまでは遡ることができるので検討していきたい。 |
| 保健医療課 | 例えば、障害者のところで、手帳等は期間が来たら更新手続きをしないといけないもので、情報は変わることがある。その度に情報を追いかけるのか。 |
| 新野委員 | 保健医療課としても、重度障害者医療費助成を受けている全ての方が病院にかかる訳ではないと考えている。レセプト情報の中に公費の区分が整理されているので、その該当が毎年増えたり減ったりするということである。 |
| 新野委員 | 難病についてだが、去年は指定難病だったが、今年は良くなったのでそれ |

議 事 の 経 過

| 発言者 | 議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項 |
|------|--|
| 岡田会長 | <p>ではなくなるとか。個人の心身の状態は絶えず変更するので、一回の情報だけで見てしまわない方がいいかと思う。</p> <p>さて、審議会として意見を統一したいと思うが、諮問担当課に質問があれば、今のうちにお願ひする。</p> <p>他に諮問担当課に質問がなければ、担当課の方には退出していただくことになるが、よろしいか。</p> |
| 各委員 | <p><異議なし></p> <p style="text-align: center;"><質疑応答終了／保健医療課 退室></p> |
| 森委員 | <p>担当課から保健医療課に個人情報を提供して、保健医療課がそれを目的外利用する。保健医療課が委託事業者に渡すのは、保健医療課が匿名化したデータであるから、この審議事項ではないと考えるのか。</p> |
| 事務局 | <p>そのように考えている。</p> |
| 森委員 | <p>分析結果は匿名化されているため、大阪府に出すのか。</p> |
| 事務局 | <p>結果自体は、個人が特定できない形になっているので、公表するものになると思う。</p> |
| 森委員 | <p>大阪府から個別のデータが欲しい等の話はないのか。</p> |
| 事務局 | <p>今は無いと思われる。</p> |
| 森委員 | <p>匿名化することにおいても、口頭では説明があったが、明確に生年月日か年齢にするのか等をマニュアル化というか明示化してほしい。あと、データ及び媒体の取扱いが若干不明瞭であったので、その辺りの情報管理を厳格にしてほしい。データを本当に保存していくのであれば、半匿名化の工夫をしなければいけないと思う。個人情報がそのままになった状態で保存しておくべきなのかは、運用のところではっきりしていただきたい。</p> |
| 安尾委員 | <p>一旦分析した後、過不足ない情報を保存しておくという視点があるかどうかというところと、外部とのやり取りでDVDを使い、その延長で、DVDで保管するという発想はどうかと思う。コスト的には安いのかもかもしれないが、安易にそういうことをして本当に管理ができるのか。例えば市の情報管理室みたいところに預けて、必要な時に貸し出して持ってくる等であればいいのだが、それぞれの部局で管理するというのはかなり心配な面がある。</p> |
| 岡田会長 | <p>収集した情報については十分に慎重に管理するという主旨で、審査会の統一した見解を付記して了とする方針を、審査会の統一意見として採用することによろしいか。</p> |
| 各委員 | <p><異議なし></p> |
| 岡田会長 | <p>本件議題について、電子レセプト情報の収集については、市民の福祉の向上のため特に必要がある場合であって、かつ、職務の遂行にとって欠くこ</p> |

議 事 の 経 過

| 発言者 | 議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項 |
|---------------------|--|
| 各委員 岡田会長 | とができないと実施機関が認めること、また個人情報の本人以外収集及び目的外利用については、公益上の必要その他当該保有個人情報を利用等することについて合理的な理由があり、かつ、当該利用等によって本人又は第三者の権利利益を不当に害するおそれが無いと実施機関が認めることに、異議はないか。 <異議なし> 異議なしと認め、次の議題に移る。 |
| | 【議題(3) 平成29年度個人情報保護制度の運用状況について】 |
| 岡田会長 事務局 岡田会長 | 議題について、事務局から説明をお願いします。 <平成29年度個人情報保護制度の運用状況について報告> 事務局の説明は終了した。何か質問、意見はあるか。 |
| 事務局 | 私からは、条例第9条第2項第6号を根拠に外部提供しているが、どんな事案か。 |
| 安尾委員 | 平成28年度に審議会に諮問したもので、実際の提供は平成29年度に実施されている。 |
| 事務局 | 軽自動車税の課税事務の外部提供の根拠に自転車条例とあるが、どういうことか。 |
| 事務局 | 警察や公安委員会からのナンバープレートの照会がきて、所有者情報を提供しているものである。自転車条例については、各市で原動機付自転車等を撤去した後、所有者を探すために、市に照会が来る場合があるということである。 |
| 新野委員 | 防犯カメラ設置運営事務について、件数分カメラを設置したと考えていいのか。 |
| 事務局 | 「茨木市庁舎防犯カメラ管理運営事務」は、庁舎内の防犯カメラの画像の提供を求められた件数が2件ということである。「茨木市防犯カメラ設置運営事務」では、市管理の街頭に設置している防犯カメラについて、警察から画像の提供を求められた件数が499件ということである。 |
| 森委員 | 確か無線を使って防犯カメラにアクセスし、データを取得するという話だったと思うが、ソフトウェアを随時アップデートしていかないと、知らない人が勝手に電波を使ってアクセスするというのがあるが、きちんと管理されているか。市役所の内部でお互いに管理への意識を持って頂きたい。 |
| 新野委員 | 「自己情報開示等運用状況」内の「〇〇〇〇」は、固有名詞か。資料作成のためにそうしているのか。 |
| 事務局 | そのとおりである。 |
| 安尾委員 | 「個人情報事務の開始等告示状況」の備考欄に受付日を書いてあるのは、 |

議 事 の 経 過

| 発言者 | 議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項 |
|--------------------------------|--|
| <p>事務局 岡田会長</p> <p>事務局</p> | <p>事後報告で受けたということか。 担当課からの目録の提出が遅れたので、受付が平成29年度になっている。 他に質問等はあるか。無いようであるので、事務局からこの内容で公表することによいか。</p> <p>「新規・廃止・変更した事務の告示状況」及び「開示、訂正、利用停止等請求状況」を広報誌6月号と本市ホームページで周知したいと考える。 それでは議題(3)について議論を終えることとする。</p> <p>【議題(4) その他】</p> |
| <p>岡田会長 事務局</p> | <p>その他事務局からは何かあるか。 平成30年4月1日施行の条例の改正に伴い、本人に対する不当な差別等の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報を「要配慮個人情報」として定義したことから、収集等の制限の対象となる個人情報の範囲が拡大し、病歴、健康診断の結果等の収集等についても、法令等に根拠がない場合は茨木市個人情報保護運営審議会への意見聴取が必要となる。</p> <p>そのため、既存の個人情報取扱事務において要配慮個人情報を収集、保有又は利用している事務の洗い出しを、現在全庁的に行っている。 洗い出し完了後、条例第7条第3項の規定に基づき、一括で審議会への諮問を予定しているので、できればこの場で次回の日程調整をお願いしたい。</p> <p><日程調整></p> |
| <p>岡田会長</p> | <p>本日予定されていた議題は全て終了したため、本日の個人情報保護運営審議会は閉会とする。</p> <p>【閉会】</p> <p style="text-align: right;">以上</p> |